

各務原市立学校教職員不祥事防止委員会設置要綱

(令和3年3月18日教育長決裁)

(設置)

第1条 各務原市立学校の教職員の不祥事防止の徹底を図るため、各務原市立学校教職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、各務原市立学校の教職員の不祥事を防止するため、次の事項について具体的な対策等を検討するものとする。

- (1) 職場研修、個人面談の実施等による服務規律の確保
- (2) 不祥事の防止に係る教職員に対する広報啓発
- (3) 不祥事が発生した事案の原因の検証並びにこれに基づく防止対策の立案及び推進
- (4) 不祥事を未然に防止するためのメンタルヘルス対策の実施
- (5) その他各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会委員 2人
- (2) 各務原市小中校長会会員 1人
- (3) 各務原市市長公室人事課長
- (4) 教育委員会事務局学校教育課長
- (5) 教育委員会事務局学校教育課の危機管理専門員 1人

3 委員会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、年2回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。